

撤去前に必要な電力、電話、水道、ガス等の諸手続きについて【公費解体】

撤去前に下記の解約手続き等を行ってください。

解約手続き等が終わっていない場合は、工事に着手できません。

【 電力・電話等 】

ご契約されている電気、電話事業者にご確認ください。

電気メーターと引込線の撤去が必要です。電気事業者に「電気メーター及び引込線の撤去」、電話事業者に「電話線の撤去」を依頼し、撤去しておいてください。

(※費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

【 水道の中止の届出】

給水装置使用中止届を、直接、氷見市上下水道課あるいは氷見市役所1階総合案内へご提出されるか、氷見市上下水道課へ郵送でご提出ください。Web での申し込みも受け付けております。詳しくは氷見市上下水道課にお問い合わせください。

郵送先: 郵便番号 935-0042 住所 氷見市湖光 226-1

電話番号 0766-74-8206 FAX 番号 0766-74-8351

【 井戸の廃止の届出】

井戸水を下水道へ排出している場合は、井戸廃止届もあわせてご提出ください。詳しくは氷見市上下水道課にお問い合わせください。

電話番号 0766-74-8207 FAX 番号 0766-74-8351

【 ガス 】

ご契約されている事業者にご確認ください。

プロパンガスを使用している方は、プロパンガスの撤去が必要です。ご契約されている事業者に依頼してください。

(※費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

【 灯油 】

取扱店又は専門業者にお問い合わせください。撤去工事が始まる前までに、灯油の処分をお願いします。

(※費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

【 浄化槽・汲取り便槽 】

撤去工事が始まる前までに、浄化槽の最終清掃や最終汲取りを事業者にご依頼してください。

(※費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)